

## 蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 蒲郡市の人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進にあたり、広く関係団体等の意見を反映するため、蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は次の事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する関係団体等の意見の取りまとめに関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、産業界、大学、行政機関、金融機関及び市民団体の代表者等であって市長が委嘱した者並びに副市長をもって組織する。

2 委員の委嘱期間は、委嘱された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名した者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年 6月 5日から施行する。